

議案第32号

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減額または免除の措置の対象について、令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に納期限を定めるものを加えるため、この案を提出するものである。

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成17年米原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

付則第17項中「ものを除く。）」の次に「および令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第17項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

米原市国民健康保険税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減額または免除）</p> <p>17 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）<u>および令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの</u>の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減額または免除）</p> <p>17 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）・（2） 略</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減額または免除に対する国からの財政支援の適用について、令和4年度以前の国民健康保険税で令和5年4月1日以降に納期限が到来するものを対象に加えることとされたことに伴う改正</p>